

金融新戦略事業に係る大阪府損失補償負担額の実態の公表

担当課：商工労働部 中小企業支援室金融課

事務事業の概要	検出事項	監査の結果																																																
<p>1 金融新戦略事業について 大阪府では、平成16年度から、中小企業への資金供給の拡大を図る必要があるとの判断から、中小企業に対する新たな資金供給システムを構築すべく金融新戦略事業を展開した。</p> <p>2 金融新戦略の事業内容 (1) ポートフォリオ型融資 ア 実施期間 平成16年11月～平成20年3月 イ 融資期間 平成16年度～平成28年度 ウ 概要 金融機関がコンピューターシステムを用いて、簡易・迅速な審査を行い、様々なランクの企業をとりまぜ、貸付債権を全体として管理する無担保・無保証融資。 プール債権のうち一定割合（約2%）を第1順位として金融機関が負担し、第1順位の割合を超えて一定割合（約4%）までの損失を第2順位として大阪府が損失補償を行う。それを越えた部分は第3順位として金融機関が負担する。</p> <p>(2) 成長性評価融資 ア 実施期間 平成17年7月～平成20年3月 イ 融資期間 平成17年度～平成30年度 ウ 概要 中小企業の財務状況に加えて、事業計画や技術力、経営者の能力などの「成長性」を評価して行う無担保・無保証融資。 大阪府の損失補償 大阪産業振興機構（以下「機構」という。）受付企業80%～90% 金融機関受付企業 10%～40%</p>	<p>1 ポートフォリオ型融資及び成長性融資のデフォルト（債務不履行）の発生率（金融機関負担分+大阪府負担分）は、制度実施前はそれぞれ2.2%、5.0%と見込まれていたが、平成17年度から平成30年度までの損失補償（平成25年度末時点の見込み）によると、それぞれ7.2%、38.3%と、想定値を大きく上回る見込みとなっている。</p> <p>2 金融機関によって、ポートフォリオ型融資に係る融資額やデフォルト率に偏りが見られることから、平成22年度監査で、金融機関ごとの状況に応じた対策の充実について委員意見を出しているが、以降も特定の金融機関にデフォルト率が偏っている。</p> <p style="text-align: center;">【損失補償額の状況(上位5社)】 <span style="float: right;">(単位:百万円)</span></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">銀行名</th> <th colspan="2">融資総額(H16～19)</th> <th colspan="2">損失補償実績(H16～19)</th> <th colspan="2">損失補償見込(H20～30)</th> </tr> <tr> <th>金額</th> <th>シェア</th> <th>金額</th> <th>シェア</th> <th>金額</th> <th>シェア</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>228,193</td> <td>40.9%</td> <td>1,190</td> <td>38.2%</td> <td>8,966</td> <td>62.3%</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>155,566</td> <td>27.9%</td> <td>642</td> <td>20.6%</td> <td>2,192</td> <td>15.2%</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>83,047</td> <td>14.9%</td> <td>837</td> <td>26.9%</td> <td>1,126</td> <td>7.8%</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>30,664</td> <td>5.5%</td> <td>385</td> <td>12.4%</td> <td>821</td> <td>5.7%</td> </tr> <tr> <td>E</td> <td>26,097</td> <td>4.7%</td> <td>0</td> <td>0.0%</td> <td>624</td> <td>4.3%</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 制度創設時において、損失補償は ポートフォリオ型融資 2,500百万円 成長性評価融資 800百万円 の計3,300百万円と見込まれ、基金財源による約3,300百万円で一定カバーできる想定であったが、平成17年度から平成30年度までの損失補償負担額（平成25年度末時点の見込み）は、 ポートフォリオ型融資 14,400百万円（総融資額の2.6%） 成長性評価融資 3,481百万円（総融資額の32.5%） の計17,881百万円となった。 このため、約3,300百万円の範囲内に損失補償負担が収まらず、平成20年度以後の損失補償負担の大部分を大阪府が行わなければならない状態となっており、17,881百万円から基金財源3,367百万円（平成25年度末時点の見込み）を差し引いた14,514百万円が大阪府負担額となっている。</p>	銀行名	融資総額(H16～19)		損失補償実績(H16～19)		損失補償見込(H20～30)		金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア	A	228,193	40.9%	1,190	38.2%	8,966	62.3%	B	155,566	27.9%	642	20.6%	2,192	15.2%	C	83,047	14.9%	837	26.9%	1,126	7.8%	D	30,664	5.5%	385	12.4%	821	5.7%	E	26,097	4.7%	0	0.0%	624	4.3%	<p><b>【改善を求めるもの（意見）】</b> 金融新戦略事業の事業化に当たっては、有識者、金融機関及び中小企業者による検討を踏まえて制度設計されたものであるが、大阪府の損失補償負担額は想定値を大きく上回る14,514百万円もの多大な金額となる見込みであり、厳しい財政状況下においては、軽視できるものではない。 ポートフォリオ型融資について、コンピューターシステムによる融資審査の問題点の有無、特定の金融機関にデフォルト率が大きく偏って発生した要因の検証・分析を行うとともに、金融新戦略事業全体で想定を大きく上回るデフォルト率が発生した要因、融資先企業の金融面・成長面への効果などの観点から検証・分析を行い、その実態を府民に分かりやすく公表されたい。  また、金融新戦略事業のうち、ポートフォリオ型融資に係る損失補償については、その大部分で府負担限度額を超えていることから、現時点で府が負担する損失補償負担額はほぼ確定している状態にある。 よって、損失補償負担額が確定しているものについて</p>
銀行名	融資総額(H16～19)		損失補償実績(H16～19)		損失補償見込(H20～30)																																													
	金額	シェア	金額	シェア	金額	シェア																																												
A	228,193	40.9%	1,190	38.2%	8,966	62.3%																																												
B	155,566	27.9%	642	20.6%	2,192	15.2%																																												
C	83,047	14.9%	837	26.9%	1,126	7.8%																																												
D	30,664	5.5%	385	12.4%	821	5.7%																																												
E	26,097	4.7%	0	0.0%	624	4.3%																																												

【融資実績】

年度	ポートフォリオ型融資		成長性評価融資	
	件数	金額(百万円)	件数	金額(百万円)
H16	2,369件	90,000	—	—
17	5,706件	177,700	221件	5,700
18	6,851件	199,400	146件	3,400
19	3,002件	91,100	61件	1,600
計	17,928件	558,200	428件	10,700

(3) 基金

金融新戦略を実施するに当たり、金融機関と大阪府から機構へ450億円の貸付が行われ、基金が創設されている。

- ・大阪府 25,000百万円(平成27年度までの単年度貸付)
- ・金融機関 20,000百万円(長期貸付)

当初の計画では、基金の運用益3,900百万円と保証料収入700百万円の計4,600百万円を事業費に充てることとされ、内訳は事務費1,300百万円、損失補償費3,300百万円であった。

3 損失補償負担に係る未払金の計上

- (1) 大阪府の新公会計制度では、財務諸表は財務4表(貸借対照表、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書及び純資産変動計算書)、附属明細表及び注記で構成されている。
- (2) 貸借対照表に計上する流動負債のうち、未払金(支払保証債務)は、「地方自治法第214条に規定する債務負担行為のうち、債務保証及び損失補償に係るもので、かつその履行すべき金額が確定したもののうち、その支払が終了していないものを計上する。」こととされている。
- (3) 一方、注記では、偶発債務として「債務保証または損失補償に係る債務負担行為のうち、履行すべき額が未確定なもの」を計上することとされている。

【損失補償・代位弁済の状況】

(単位:百万円)

年度	H17	18	19	20	21	22	23	24	25	26~30 見込額	合計
ポートフォリオ型	0	0	0	1,684	1,432	809	1,600	3,036	1,572	4,267	14,400
成長性評価	53	134	594	524	773	243	237	194	92	637	3,481
計	53	134	594	2,208	2,205	1,052	1,837	3,230	1,664	4,904	17,881
府の損失補償	0	0	0	0	2,198	1,415	1,827	3,222	1,648	4,204	14,514

4 以上のとおり、大阪府が極めて多額の損失補償負担をしている事業であるにも関わらず、これまでの損失補償実績や今後の損失補償見込額、当初の想定額との乖離の原因や事業効果の検証結果等の情報が一元的にホームページ等を通じて大阪府民に公表されていない。

5 平成24年度における金融戦略事業の事業別財務諸表では、同事業損失補償に係る債務負担行為のうち、履行すべき額が未確定なものとして、偶発債務が限度額8,177百万円(期間:平成25年度から平成30年度まで)と注記されている。

これは、平成20年度に設定された平成30年度までを期限とする債務負担行為額(約16,840百万円)から平成24年度までの損失補償支出済額(8,662百万円)を差し引いて算定されたものであり、平成24年度末時点で見込まれていた平成25年度から平成30年度までの損失補償見込額(1,648百万円+4,204百万円=5,852百万円)と乖離が生じている。

<平成22年度監査結果における「委員意見」>

- 金融新戦略については、一定の融資実績を挙げたものの、(財)大阪産業振興機構に準備した損失補償財源33億円は、融資実施期間終了後の平成20年度に枯渇し、以後に発生する損失負担見込額として124億円は大阪府が負担しなければならない状況となっている。
- また、融資額の98%を占めるポートフォリオ型融資については、融資総額、金融機関における損失発生状況等は機構において把握しているが、融資残高や融資先企業の状況については機構で把握できる仕組みとなっておらず、融資先企業の指導は金融機関が行っている。
- 今後、大阪府の負担を抑制するためには、金融機関へ融資先企業の経営指導を強化し、デフォルトを抑制するよう依頼するだけでなく、融資額やデフォルト率についてみれば金融機関に偏りが見られることから、金融機関ごとの状況に応じた対策を充実する必要がある。

は、会計局と協議の上、未払金(支払保証債務)としての計上を検討されたい。

併せて、偶発債務として注記する必要のある金額の精査を行われたい。

<p>【大阪府財務諸表作成基準】</p> <p>第2章 貸借対照表 (流動負債の計上)</p> <p>第16条 流動負債の計上は次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) &lt;略&gt;</p> <p>(4) <u>未払金</u></p> <p>ア <u>支払保証債務</u>  <u>法第214条に規定する債務負担行為のうち、債務保証及び損失補償に係るもので、かつその履行すべき金額が確定したもののうち、その支払が終了していないものを計上する。</u></p> <p>イ その他未払金  支払保証債務以外の未払金を計上する。</p> <p>第6章 注記 (偶発債務)</p> <p>第30条 会計年度末においては現実に債務は発生していないが、将来、一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるもののうち、次に掲げるものを記載する。</p> <p>(1) 債務保証または損失補償に係る債務負担行為のうち、履行すべき額が未確定なもの</p> <p>(2) 係争中の訴訟で損害賠償請求等を受けているものの中で重要なもの</p> <p>(3) その他主要な偶発債務</p>		
--	--	--

**措置の内容**

ポートフォリオ型融資を含む金融新戦略事業全体の効果検証・分析については、これまで把握しているデータを基に、事業概要とともに平成26年11月5日にホームページに掲載した。加えて、学識経験者や事業参画金融機関等によるワーキング会議を平成27年7月に開催し、デフォルト発生の要因や事業の効果等の検証を行った。また、その検証結果を平成27年8月11日に金融課のホームページにおいて公表した。

損失補償負担額の会計処理については、平成26年10月15日に会計局（顧問公認会計士）へ相談し、協議した結果、

- ・ポートフォリオ型融資に係る損失補償額は、金額が完全に確定していない状況にあることから、把握している債務の概算見積額を引当金計上することで負債認識を行う。
- ・成長性評価融資に係る損失補償額は、偶発債務として注記する金額を精査して表示する。

とし、平成26年度決算から適用することとなった。